75	関税率表第7801・10号に掲げる物品	鉛の塊	7,683,942	620,995	ＫＧ	0.2	
76	関税率表第79・01項に掲げる物品	亜鉛の塊	24,842,174	13,405,770	ＫＧ	0.4	平成21年10月16日適用停止 ペルー ナミビア
77	関税率表第81・03項、第8106・00号、第81・07項、第8108・90号、第8111・00号、第8112・21号、第8112・22号、第8112・29号、第8112・51号、第8112・52号、第8112・59号、第8112・92号、第8112・99号又は第8113・00号に掲げる物品	その他の卑金属及びその製品	7,112,618	3,891,649	千円	0.0	平成21年６月16日適用停止 中華人民共和国 平成21年11月17日適用停止 南アフリカ共和国
78	関税率表第9401・90号の１又は第9404・10号に掲げる物品	腰掛けの部分品（革製のもの）、マットレスサポート	213,997	160,411	千円	0.0	平成21年５月16日適用停止 中華人民共和国
79	削除						
80	削除						
81	関税率表第9603・21号、第9603・29号、第9603・30号、第9603・40号、第9603・50号又は第9603・90号に掲げる物品	ほうき及びブラシ（非植物性材料のもの）	5,035,543	2,599,088	千円	0.0	平成21年６月16日適用停止 中華人民共和国

備　考

１．「限度額等」欄に掲げる額又は数量は、「関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第８条の４第１項の規定に基づき、平成21年度における限度額等を定める件」（平成21年財務省告示第102号）により定められたものである。

２．「輸入額等」欄に掲げる額又は数量は、平成22年３月末現在のものである。

３．係数とは関税暫定措置法別表第３に定める係数であり、一般税率にこの係数を乗じたものが、特恵税率（係数0.0のものは無税）となる。

４．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止　全特恵受益国等又は特定国名」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで全特恵受益国等又は当該特定国に対して特恵関係の適用が停止されているものであることを示す。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年４月30日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　長妻　昭

種類	精度	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成22年	枝幸	13―2	浅茅野	更新・３色・柾判
〃	〃	〃	〃	13―3	鬼志別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―4	エタンパック山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―3	天塩中川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名寄	3―4	名寄川上流	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5―3	黒岩山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	6―2	サンル	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―1	下川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―3	上名寄	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8―3	中央	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9―1	函岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9―2	雄木禽	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―3	美深	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―4	母子里	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11―4	温根別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―3	剣淵	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―4	三和	〃　〃　〃
〃	〃	〃	旭川	11―3	神楽岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	天塩	1―2	下豊別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	2―2	本流	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5―1	上勇知	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―1	浜里	〃　〃　〃
〃	〃	〃	羽幌	8―1	港町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―3	焼尻島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	留萌	1―3	ポロシリ山	〃　〃　〃
〃	〃	平成19年	石巻	14―2	小野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	青森	1―1	陸奥畑	〃　〃　〃
〃	〃	平成21年	村上	12―1	坂町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―2	中条	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―4	稲荷岡	〃　〃　〃
〃	〃	平成19年	岡山及丸亀	14―3	垣内	〃　〃　〃
〃	〃	〃	松山	4―4	土居	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長崎	3―3	喰場	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―3	宇久島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―4	小値賀島	〃　〃　〃

第明治三十種郵便物認可　三十五年三月三十一日